

(居宅生活支援費の支給)

第17条の4 市町村は、次条第5項に規定する居宅支給決定身体障害者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間（以下「居宅支給決定期間」という。）内において、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅支援事業者」という。）に身体障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る身体障害者居宅支援（以下「指定居宅支援」という。）を受けたときは、当該居宅支給決定身体障害者に対し、当該指定居宅支援（同項の規定により定められた同項第2号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（身体障害者デイサービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び身体障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、居宅生活支援費を支給する。

2 居宅生活支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 身体障害者居宅支援の種類ごとに指定居宅支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定

(特定費用)

第9条 法第17条の4第1項に規定する身体障害者デイサービスに係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 入浴に係る光熱水費

二 食材料費

三 創作的活動に係る材料費

四 その他身体障害者デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 法第17条の4第1項に規定する身体障害者短期入所に係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食材料費

二 日用品費

三 その他身体障害者短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）

二 身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

（居宅生活支援費の受給の手続）

第17条の5 身体障害者は、前条第1項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、身体障害者居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

（居宅生活支援費の支給の申請）

第9条の2 法第17条の5第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 居宅生活支援費の受給の状況

三 施設訓練等支援費の受給の状況

四 現に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第7条第5項に規定する居宅サービスのうち、同条第6項に規定する訪問介護、同条第11項に規定する通所介護及び同条第13項に規定する短期入所生活介護をいう。第9条の12において同じ。）を利用している場合には、その利用の状況

五 当該申請に係る身体障害者居宅支援の具体的内容

六 扶養義務者の氏名、住所

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行った身体障害者の障害の種類及び程度、当該身体障害者の介護を行う者の状況、当該身体障害者の居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。

及び申請者との続柄

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第17条の4第2項第2号に掲げる額（以下「居宅利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 現に居宅支給決定（法第17条の5第3項に規定する居宅支給決定をいう。以下同じ。）を受けている場合には、当該居宅受給者証（同条第5項に規定する居宅受給者証をいう。以下同じ。）

3 市町村は、前2項に規定するもののほか、次条第1号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

（法第17条の5第2項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第9条の3 法第17条の5第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 居宅生活支援費の支給の申請を行った身体障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況

二 当該身体障害者の介護を行う者の状況

三 当該身体障害者の居宅生活支援費の受給の状況

四 当該身体障害者の施設訓練等支援費の受給の状況

五 当該身体障害者の身体障害者居宅支援及び身体障害者施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

六 当該身体障害者の身体障

3 前項の規定による支給の決定（以下「居宅支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 居宅生活支援費を支給する期間

二 身体障害者居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費（次条第1項に規定する特例居宅生活支援費を含む。）を支給する指定居宅支援（同項に規定する基準該当居宅支援を含む。）の量（次条第1項及び第17条の7において「支給量」という。）

4 前項第1号の期間は、身体障害者居宅支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

害者居宅支援の利用に関する意向の具体的内容

七 当該身体障害者の置かれている環境

八 当該申請に係る身体障害者居宅支援の提供体制の整備の状況

（居宅利用者負担額の通知）

第9条の4 市町村は、居宅支給決定を行つたときは、居宅利用者負担額を、居宅支給決定身体障害者（法第17条の5第5項に規定する居宅支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）及びその扶養義務者に通知しなければならない。

（法第17条の5第3項第2号に規定する厚生労働省令で定める期間）

第9条の5 法第17条の5第3項第2号に規定する厚生労働省令で定める期間は、1月間とする。

（法第17条の5第4項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第9条の6 法第17条の5第4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。

5 市町村は、居宅支給決定をしたときは、当該居宅支給決定を受けた身体障害者（以下「居宅支給決定身体障害者」という。）に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第3項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「居宅受給者証」という。）を交付しなければならない。 6 前項に定めるもののほか、居宅受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。 7 指定居宅支援を受けようとする居宅支給決定身体障害者は、厚生労働省令の定めると	（居宅支給決定身体障害者の居住地の変更の届出等） 第13条 居宅受給者証（法第17条の5第5項に規定する居宅受給者証をいう。以下同じ。）の交付を受けた居宅支給決定身体障害者（同項に規定する居宅支給決定身体障害者をいう。第3項及び次条において同じ。）は、居宅支給決定期間（法第17条の4第1項に規定する居宅支給決定期間をいう。第3項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したときは、14日以内に、居宅受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。 2 前項の規定による届出があつたときは、その市町村は、その居宅受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。 3 居宅受給者証の交付を受けた居宅支給決定身体障害者は、居宅支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、居宅受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。	2 居宅支給決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、1年間を法第17条の5第4項に規定する厚生労働省令で定める期間とする。
--	--	---

ころにより、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示して当該指定居宅支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

8 居宅支給決定身体障害者が指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたとき（当該居宅支給決定身体障害者が当該指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該居宅支給決定身体障害者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）について、居宅生活支援費として当該居宅支給決定身体障害者に支給すべき額の限度において、当該居宅支給決定身体障害者に代わり、当該指定居宅支援事業者に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、居宅支給決定身体障害者に対し居宅生活支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第2項各号の市町村長が定める基準及び第17条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

（居宅受給者証の交付）

第9条の7 市町村は、法第17条の5第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載

(居宅受給者証の再交付)

第14条 市町村は、居宅受給者証を破り、汚し、又は失った居宅支給決定身体障害者から、居宅支給決定期間内において、居宅受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、居宅受給者証を交付しなければならない。

して居宅受給者証を交付するものとする。

- 一 居宅支給決定身体障害者の氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 扶養義務者の氏名及び住所
- 三 交付の年月日及び居宅受給者証番号
- 四 居宅利用者負担額
- 五 その他市町村が必要と認める事項

(居宅受給者証の再交付)

第9条の8 令第14条の規定により居宅受給者証の再交付の申請をしようとする居宅支給決定身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 再交付申請の理由

2 居宅受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その居宅受給者証を添えなければならない。

3 居宅受給者証の再交付を受けた後、失った居宅受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

(居宅受給者証の提示)

第9条の9 居宅支給決定身体障害者は、指定居宅支援（法第17条の4第1項に規定する指定居宅支援をいう。第11条の4第3項において同じ。）を受けるに当たっては、その都度、指定居宅支援事業者（法第17条の4第1項に規定する指定居宅支援事業者をいう。以下同じ。）に対して居宅受給者証を提示しなければならない。

11 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を社会福祉法第110条に規定する都道府県社会福祉協議会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

(特例居宅生活支援費の支給)

第17条の6 市町村は、居宅支給決定身体障害者が、居宅支給決定期間内において、指定居宅支援以外の身体障害者居宅支援（指定居宅支援の事業に係る第17条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準及び同条第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当居宅支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援（支給量の範囲内のものに限る。）に要し

。
(法第17条の5第11項に規定する厚生労働省令で定める法人)

第9条の10 法第17条の5第11項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

一 当該法人が法第17条の5第10項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。

二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

た費用（特定費用を除く。）について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

- 2 第17条の4第2項の規定は、特例居宅生活支援費について準用する。

（支給量の変更）

第17条の7 居宅支給決定身体障害者は、支給量を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる。

（特例居宅生活支援費の支給の申請）

第9条の11 特例居宅生活支援費の支給を受けようとする居宅支給決定身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号

二 法第17条の6第2項において準用する法第17条の4第2項に規定する特例居宅生活支援費の額

- 2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる額を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

（支給量の変更の申請）

第9条の12 法第17条の7第1項の規定により支給量（法第17条の5第3項第2号に規定する支給量をいう。以下同じ。）の変更の申請をしようとする居宅支給決定身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号

二 居宅生活支援費の受給の状況

三 施設訓練等支援費の受給の状況

四 現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第17条の5第2項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定身体障害者につき、必要があると認めるときは、支給量の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る居宅支給決定身体障害者に対し居宅受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行った場合には、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還するものとする。

(居宅支給決定の取消し)

第17条の8 居宅支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該居宅支給決定を取り消さなければならない。

一 居宅支給決定身体障害者が、指定居宅支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 居宅支給決定身体障害者

には、その利用の状況

五 当該申請に係る身体障害者居宅支援の具体的内容

六 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

(居宅受給者証の提出を求める場合の手続)

第9条の13 市町村は、法第17条の7第2項の規定により支給量の変更の決定を行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定身体障害者に通知し、居宅受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第17条の7第2項の規定により支給量の変更の決定を行つた旨

二 居宅受給者証を提出する必要がある旨

三 居宅受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の居宅支給決定身体障害者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(居宅受給者証の返還を求める場合の手続)

第9条の14 市町村は、法第17条の8第1項の規定により居宅支給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定身体障害者に通知し、居宅受給者証の返還を求めるものとする。

法第17条の8第1項の規定により居宅支給決定の取消

が、居宅支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る居宅支給決定身体障害者に対し居宅受給者証の返還を求めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、居宅支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(介護保険法による給付との調整)

第17条の9 居宅生活支援費及び特例居宅生活支援費の支給は、当該身体上の障害の状態につき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において、行わないものとする。

(施設訓練等支援費の支給)

第17条の10 市町村は、次条第5項に規定する施設支給決定身体障害者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間（以下「施設支給決定期間」という。）内において、都道府県知事が指定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設（以下「指定身体障害者更生施設等」という。）に入所の申込みを行い、当該指定身体障害者更生施設等から身体障害者施設支援（以下「指定施設支援」という。）を受けたときは、当該施設支給決定身体障害者に対し、当該指定施設支援に要

しを行つた旨

二 居宅受給者証を返還する必要がある旨

三 居宅受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の居宅支給決定身体障害者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定日常生活費)

第9条の15 法第17条の10第1項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 被服費

二 日用品費

三 その他指定施設支援（法第17条の10第1項に規定する指定施設支援をいう。）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

した費用（日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定日常生活費」という。）を除く。）について、施設訓練等支援費を支給する。

2 施設訓練等支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 身体障害者施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用（特定日常生活費を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額）

二 身体障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 厚生労働大臣は、前項第1号の厚生労働大臣が定める基準を定めるに当たっては、身体障害者の障害の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（次条及び第17条の12において「身体障害程度区分」という。）を考慮するものとする。

（施設訓練等支援費の受給の手続）

第17条の11 身体障害者は、前条第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けようとするときは、身体障害者施設支援の種類ごとに、厚生

（施設訓練等支援費の支給の申請等）

第9条の16 法第17条の11第1項の規定により施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、